

平成 18 年 12 月 25 日

千葉県地域福祉支援計画見直し作業部会長 様  
千葉県健康福祉部健康福祉政策課長 様

## 「千葉県地域福祉支援計画」見直しに関わる市町村社協懇話会

### 「千葉県地域福祉支援計画」見直しに関する「第 1 次意見書」の提出について

日頃から地域福祉の推進にご支援ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、千葉県においては本年度標記計画の見直しが行われておりますが、昭和 52 年から千葉県が提唱し、県内において取り組まれて参りました「地域ぐるみ福祉活動」及び「地域ぐるみ福祉ネットワーク事業」の取り組みの実績と、これまでの課題や問題点等を評価したうえで、これらの事業の推進をして参りました市町村社会福祉協議会の職員として、千葉県地域福祉支援計画を見直ししていただくために、この度「市町村社協懇話会」を設置し検討しているところです。

つきましては、県地域福祉支援計画の見直しに伴う「見なおしの視点」及び「見直し項目と内容」について、下記のとおり意見書を提出いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本懇話会といたしましては、見直し作業部会での検討事項等を踏まえ、今後とも継続的に「意見書」を提出させていただきたいと考えておりますことを申し添えます。

## 記

### 1 見直しの視点

#### (1) 社会福祉法第 108 条に規定する事項の再確認

- ①市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ②社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ③福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

#### (2) 市町村地域福祉計画との連携、協働

- ①市町村地域福祉計画への具体的な支援項目
- ②県(支援計画)と市町村(地域福祉計画)の役割分担

#### (3) 地域福祉の推進体制

- ①県支援計画における推進主体の明確化
- ②市町村地域福祉計画との整合性

#### (4) 福祉教育の推進

- ①学校における福祉教育と地域における生涯学習としての福祉教育の推進
- ②地域福祉を進めるための地域の福祉力強化のための「人づくり」、「環境づくり」の推進

## 2 見直し項目と内容

### (1)第3章…千葉県内79市町村への提案 (P37)

#### 1. 千葉県地域福祉支援計画と市町村地域福祉計画

- ①県支援計画と市町村地域福祉計画の連動体制の確立
- ②行政計画としての、県と市町村の役割分担と責任の明確化

### (2)第4章…理念を実現するための施策体系 (P43)

#### 1. 共に生きる社会づくり

- ①市町村が進める地域福祉施策への支援の「8」福祉教育の推進 (P50)
  - ・地域福祉は、「人づくり」と「地域の環境づくり」が最も重要である。
  - ・児童生徒のための「福祉教育」にとどまらず、「生涯学習としての福祉教育」の推進
  - ・市町村社協では福祉教育推進校を指定し、その活動を支援しており、今では学校内の活動に留まらず地域との交流活動が活発に行われている。
  - 今後、児童・生徒の福祉意識の醸成を図るためには、社協はその経験と地域組織をバックボーンに活動を進めることを明記する。

#### 3. 生活支援・相談・権利擁護(地域総合コーディネート)

- ①「福祉救急隊」
  - ・広域の位置付けが適当なのか
  - ・弁護士等の専門職がボランティアとしての位置付けで機能するか
  - ・「支え合い・助け合いネットワーク」の普及及び充実
- ②「地域包括支援センター」と「中核地域生活支援センター」はともに、総合相談・支援及び権利擁護にかかわるソーシャルワークを行なう機関。両センターの役割の明確化。
- ③「地域福祉権利擁護事業」を推進している市町村社協と両センターとの連携のあり方。全国に先駆け社協がいち早く実施してきた地域福祉権利擁護事業の実績と評価を踏まえ、今後の強化対策を打ち出すことが求められる。

#### 8. 地域福祉の推進体制

- ① 推進主体の明確化
  - ・ 千葉市、船橋市をはじめ、県内11市町村において策定されている、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画における地域福祉推進主体は、社会福祉協議会を位置づけ重要視している。このような県内の市町村地域福祉計画策定における地域福祉推進主体の実態を踏まえ、地域福祉計画と連動するよう県 地域福祉支援計画上においても明確化することが必要である。社協が地域福祉活動の推進主体であることを明記することが、市町村地域福祉計画と連動することになる。
- ② 県域、広域、基本、小域が、それぞれの役割分担を明確にすると共に、連動できる体制づくり
  - ・ 縦軸(推進主体)の明確化と横軸(連携・協働)の拡充を図る施策の展開